

(写)

宍企総第 520 号

令和元年11月13日

宍粟市特別職報酬等審議会会長 様

宍粟市長 福 元 晶 三

宍粟市特別職の報酬等及び期末手当支給割合について（諮問）

特別職報酬等審議会条例第2条第2項の規定により、市長、副市長及び教育長並びに議会議員の報酬等及び期末手当支給割合について、貴審議会の意見を求めます。

記

◆現行の特別職の報酬等

市長、副市長及び教育長の給料額（月額）及び期末手当支給割合	市 長	880,000 円	6 月：2.05か月 12月：2.15か月
	副市長	712,000 円	
	教育長	638,000 円	
市議会議員の報酬額（月額）及び期末手当支給割合	議 長	448,000 円	6 月：2.05か月 12月：2.15か月
	副議長	370,000 円	
	議 員	346,000 円	

◆諮問の趣旨

市長が、特別職の給料及び議会議員の報酬条例を市議会に提出する場合等は、特別職報酬等審議会にあらかじめ意見を聴くこととなっており、直近の審議会（平成29年度及び平成30年度）におきましては、現行の報酬等の額及び期末手当の支給割合について、据え置くことが適当であるとの答申を受けております。

今回の審議会では、それ以降の社会経済情勢の変化、民間企業の状況など行政を取り巻く環境の変化を考慮するなかで、現行の市長、副市長及び教育長並びに市議会議員の報酬等の額・期末手当の支給割合等が適正か否か、ご審議いただき、ご意見をいただきますようお願いいたします。